陸上移動局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第四節の五　削除

第四十九条の七　削除

第四節の五　ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

（ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の七　ＭＣＡ陸上移動通信を行うＭＣＡ制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、ＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ陸上移動通信を行うＭＣＡ制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）（ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。）の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一　送信装置の条件

イ　ＭＣＡ制御局又はＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。）の送信装置

(1)　変調方式は、周波数変調であること。

(2)　変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

(3)　周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より（±）五kHz以内であること。

(4)　周波数偏移が(3)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。

(5)　(4)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器（三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。）を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。

$60\log_{10}(f/3)$ デシベル（周波数偏移が（±）2.5kHz以内の電波を使用するものにあつては、$80\log_{10}(f/3)$ デシベル）

f は、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数（単位kHz）とする。